

熊本市児童福祉施設等（保育所を除く。）施設整備事前審査要領

制定 平成 27 年 9 月 30 日健康福祉子ども局長決裁

改正 平成 29 年 8 月 22 日子ども支援課長決裁

平成 30 年 6 月 29 日子ども政策課長決裁

令和 7 年 8 月 22 日こども家庭福祉課長決裁

本要領は、熊本市児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可等に関する審査会設置要綱に定める、熊本市児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可等に関する審査会に諮るための事前審査の基準を定めるものとする。

1 審査方法

事前審査は、次の 2 段階方式の審査を行う。

(1) 一次審査

社会福祉施設等の整備及び社会福祉法人の認可に係る事前協議書の提出の手続等に関する要綱（平成 8 年 4 月 1 日制定。）に基づき提出された事前協議書（以下「事前協議書」という。）について、「別紙 1 事前審査基準表一次審査」により審査を行う。

① 審査は、こども家庭福祉課が審査基準に従い審査する。

② 審査基準を満たしていない審査項目がある場合は、失格とする。

(2) 二次審査

一次審査を通過した事前協議書提出者の事前協議書について、「別紙 2 事前審査基準表二次審査」（以下「別紙 2」という。）により審査を行う。

① 別紙 2 のⅢの 1 以外の審査については、こども家庭福祉課が採点基準に従い採点する。

② 別紙 2 のⅢの 1 については、別表 1 に定めるヒアリング評定者が採点基準項目に定める配点の範囲内で事業者ヒアリングを行い、各評定者の採点の平均点を採点基準項目の採点とする。

③ 上記②の計算結果に端数が出た場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までを採点とする。

2 優先順位の決定

二次審査における採点の結果をもって、採点の合計が高いものから優先順位を決

定する。

別表 1 （ヒアリング評定者）

職 名
こども局総括審議員
こども福祉部長
こども家庭福祉課長
こども家庭福祉課副課長

一次審査		
審査項目		審査基準
基本要件		
1	整備の必要性	本市福祉行政の基本となる計画に適合しているものであること。
配置計画及び建設用地に関する事項		
1	適正配置	
	(1) 配置計画	既存施設の配置状況等からみて適正な配置であること。
	(2) 周辺環境	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される風俗営業を行う施設が隣接している等、児童の健全育成の観点から事業を実施する場所として望ましくない環境に無いこと。
	(3) 交通の利便性	入所者の交通の利便性が確保されていること。
	(4) 生活関連施設	周辺地域において、学校等の生活関連施設が整備されていること。
2	建設用地	
	(1) 土地利用に関する規制法令等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合する見通しがあること。【自己チェック表で確認】
	(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではないなど、防災面から見て入所者の安全性が確保されていること。【自己チェック表で確認】
	(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。【自己チェック表で確認】
	(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。【自己チェック表で確認】
	(5) 土地及び建物の所有権	次のいずれかに該当すること。 自己所有の場合 【登記簿等による確認】 購入予定又は寄付を受ける予定の場合 確実な履行が見込まれること。 【すべての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。(いずれも実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること)】 賃借の場合(国若しくは地方公共団体からの貸与を除く) ・事業の継続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定がされているなど確実な賃貸借契約が見込まれること。 ・地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること。 【地上権登記誓約書(確約書)又は賃借権登記誓約書(確約書)又は賃貸借契約書(確約書)(いずれも実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること)で確認】
	(6) 土地及び建物の抵当権の有無	独立行政法人福祉医療機構(協調融資含む)の抵当権以外の抵当権が設定されていないこと。【登記簿謄本の原本で確認】これら以外の抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること。【抵当権解除にかかる確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの(資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等)で確認】
	(7) 道路事情	工事、運営用車両及び緊急車両等の進入に十分な道路が確保されていること。【自己チェック表で確認】
	(8) 他事業との建物又は敷地の共有について	他事業と建物又は敷地を共有する場合については、他事業との経理・運営が明確に区別できること及び不特定多数の人が容易に入所者と接触できる環境でないこと。
	(9) 地元調整	施設周辺の住民の反対が特段なく、地元自治会との連携が図られていること。【自己チェック表で確認】 地域住民代表者(校区自治会長等)の承諾書により確認できること。 移転改築の場合には、住民説明会を開催し、その議事録を確認できること。

一次審査		
審査項目		審査基準
建物及び設備に関する事項		
1 建物構造 (耐火又は準耐火建築物となっていること。)		建築基準法や消防法等の関係法令に適合する見通しがあること。【自己チェック表で確認】
2 施設の最低基準		熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に適合する見通しがあること。
3 バリアフリー建築		入所者に配慮したバリアフリー建築物であること。【自己チェック表で確認】
4 環境との調和		地下水保全、緑化推進等環境保全に配慮していること。また、「熊本市公共事業環境配慮指針」について認識されていること。【自己チェック表で確認】
5 防災面		非常階段等、防災面への配慮が行われていること。
6 防犯対策		非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置など、必要な安全対策を講じていること。【自己チェック表で確認】
7 排水処理設備		浄化槽、下水道など、適切な排水処理設備がなされていること。【自己チェック表で確認】
運営に関する事項		
1 評議員・役員、施設長及び職員について		
(1)	評議員・役員 (予定者を含む。)	評議員においては社会福祉法第40条第1項、役員においては同法第44条第1項に規定する欠格事由に該当しないこと。また、熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しないものであること。
(2)	施設長 (予定者を含む。)	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条の2(乳児院にあっては第22条の2)に該当するもので、児童福祉事業に対して理解、能力、熱意を有し、施設管理に関する能力を有すると認められるものであること
(3)	職員確保及び職員資質の確保	施設運営に必要な職員を確保できる見込みがあること。【職員名簿、履歴書等】
2 地域との交流		地域住民等との交流が見込めること。【計画書等】
3 保健、医療との連携		嘱託医、協力医療機関については書面にて確認できること。【契約書、確約書等】
資金に関する事項		
1 自己資金について		
(1)	施設整備資金	自己資金を十分に有していること。
(2)	運転資金	年間事業費の12分の1以上を確保していること。
(3)	寄付金	贈与確約書等を実印が使用され、かつ、印鑑登録証明書が添付されていること。贈与者に贈与の十分な能力があること。【所得証明、残高証明書等で確認】
2 借入れ		
(1)	建設資金調達を行うにあたって借入れを行う場合の確実性	・独立行政法人福祉医療機構から借入れる場合 貸付金限度額計算表を添付すること。また、融資見込証明書、借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」、またはこれらに類するものを提出できること。 ・市中金融機関から借り入れる場合 融資見込証明書若しくはこれに類するものを提出できること。
(2)	借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画がつくられていること。
法人の運営に関する事項		
1 法人の組織運営		過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、行政処分を受けたことに対し、是正措置が完了していること。

二次審査			
審査項目	採点基準		配点
配置計画及び建設用地に関する事項			
1 適正配置			
(1)	配置状況	計画予定地の学校区(小・中学校)が、同種別の既存施設と重複していない。(移転を要しない場合も含む)	4
(2)	都市の拠点性	市街化区域のうち、熊本市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内である。	2
		市街化区域内である。	1
		市街化区域内でない。	0
(3)	交通の利便性	駅、バス停留所から直線距離で200m未満である。	2
		駅、バス停留所から直線距離で200m以上500m未満である。	1
		駅、バス停留所から直線距離で500m以上である。	0
(4)	生活関連施設	計画予定地の近くに学校、医療機関があるなど、入所者の生活の利便性が高い。(全てが直線距離で500m未満)	2
		計画予定地から学校、医療機関が一部離れているが、生活上特段の支障はない。(一部、直線距離で500m以上)	1
		計画予定地が学校、医療機関から離れている。(全てが直線距離で500m以上)	0
2 建設用地			
(1)	土地利用	埋蔵文化財包蔵地ではない。(埋蔵文化包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合を含む)	1
(2)	土地面積	外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりある生活環境を整備できる面積がある。(建ぺい率が50%未満)	2
		外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある。(建ぺい率が50%以上70%未満)	1
		上記以外。(建ぺい率が70%以上)	0
(3)	土地の所有形態	自己所有(土地寄付・購入予定を含む)の場合。 又は、賃借のうち、国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合。	2
建物及び設備に関する事項			
1 ユニット化への対応		全てがユニット化されている	2
		一部がユニット化、若しくは容易にユニット化に変更することが可能	1
		ユニット化への対応ができない構造	0
2 環境への配慮		太陽光発電や、太陽熱利用給湯設備、屋上緑化、浸透性アスファルト等、環境に配慮した設備をいずれか備えている。	1
運営に関する事項			
1 法人代表者(設立予定者)、施設長(予定者)等の取り組み	ヒアリングにより採点 (0～10)		
	事業の理念		2
	施設運営方針等の確立		2
	職責の自覚		2
	計画の具体性		2
	職員に対する指導力		2

二次審査			
審査項目		採点基準	配点
2 入所者処遇		【児童養護施設】 入所者個々に即した生活、学習及び職業指導等、心的ケアを含めた相談、支援が行われること。	1
		【乳児院】 年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴等のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を行うこと。	1
	3 地域交流	入所者の状況に配慮しながら地域活動等に参加するなど、地域住民等との交流が計画されている。	1
	4 安全面、災害時の対応	不審者・災害時の対応を想定したマニュアル作りを行い、防災訓練を行うなどの安全面での体制が整っていること。	1
	5 トラブル対応	付近住民や入所者からの苦情、要望に迅速に対応し、トラブルの未然防止ができる体制が整っていること。	1
資金に関する事項			
1 建設資金の自己資金率		自己資金比率 20%以上の場合 (自己資金(借入金を除く。)/総事業費)	2
		自己資金比率 10%以上20%未満の場合 (自己資金(借入金を除く。)/総事業費)	1
		自己資金比率 10%未満の場合 (自己資金(借入金を除く。)/総事業費)	0
法人の運営に関する事項			
1 法人運営 起算点:募集開始日		過去5年間で不適切な行為により行政処分がなされていない。	0
		過去3年間で不適切な行為により勧告以上の行政指導を複数回受けている。または、勧告以上の行政指導を受け、是正が完了していない。	-2
		過去5年間で不適切な行為により行政処分がなされたことがある。	-5
2 採択後の事業実施 起算点:募集開始日		過去5年間で当該種別の施設及び同一法人の関連施設において、本市社会福祉施設整備事業の採択を受けた後に、事業者の責めに帰すべき理由により、事業の実施を辞退したことがなく、かつ事業を実施できなかったことがない。	0
		過去5年間で当該種別の施設及び同一法人の関連施設において、本市社会福祉施設整備事業の採択を受けた後に、事業者の責めに帰すべき理由により、事業の実施を辞退したことがある。または実施できなかったことがある。	-3
		配置計画及び建設用地に関する事項	15
		建物及び設備に関する事項	3
		運営に関する事項	14
		資金に関する事項	2
		法人の運営に関する事項	0
		合計	34